

平成27年6月5日

株 主 各 位

本 店 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
東 京 本 部 東京都新宿区新小川町4番1号

株式会社 アプラスフィナンシャル

代表取締役社長 野 口 郷 司

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席
くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができます
ので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同
封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、平成27年6月24日（水曜日）午後
5時30分までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都新宿区新小川町4番1号
アプラス東京ビル 地下会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項 1 第60期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第60期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 代理人によるご出席の場合

代理人が株主総会に出席される場合、その代理人は当社の議決権を有する株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会にご出席の際に、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<http://www.aplusfinancial.co.jp/>)に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容につきまして、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または上記の当社ホームページにおいて掲載することにより、お知らせいたします。
 - ◎ 決議の結果につきましては、上記の当社ホームページにおいて掲載することによりお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気は緩やかな回復基調をたどりましたが、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動や、夏場の天候不順の影響により個人消費の低迷が続くなど、一部に弱い動きが見られました。また、企業収益に改善が見られたものの、原油価格の下落による資源国経済への影響や、中国・欧州等の海外経済の下振れ懸念などから、設備投資に対する企業の慎重姿勢が続き、本格的な景気回復にはなお時間を要する状況が続きました。

当業界におきましては、クレジットカードの利用機会の増加などを背景とした市場規模の成長や、ショッピングクレジット市場や決済市場に底堅さが見られるなど、事業環境は概ね良好に推移しましたが、その一方で、消費税率の引き上げに伴う個人消費の低迷が想定以上に長引いたほか、決済手段の多様化に伴う市場競争の激化、過払利息に係る返還請求が依然として高水準で推移するなど、懸念材料が残りました。

このような中、当社グループは中期経営計画の2年目を迎え、①「消費者への直接サービス」、②「カード業務の一層の強化」、③「ショッピングクレジット事業／決済事業の安定的成長」、④「商品間、新生銀行グループ会社間クロスセル強化」、⑤「住関連ビジネスの有効活用」の各注力分野における取り組みを強化し、業界で最も「質の高い」サービスを提供する信販会社を目指してまいりました。

具体的には、お客さまへの訴求力の高い「Tポイント」付き商品の拡充や、ヤフー株式会社が提供する「ヤフオク!」の個人間売買に対応したネットオークションローンのスタート、お客さまがWEB経由でショッピングクレジットをお申し込みいただける「アプラスeオーダー」の利用可能な加盟店網の拡大など、お客さまに直接選ばれることを念頭に置いた取り組みを強化してまいりました。また、オペレーション面におきましては、オペレーションスタッフのスキルの高度化や、お客さま対応体制の変更により、業務の繁閑に応じた適正な人員配置を実現し、業務の効率化を図るとともにオペレーション品質の向上を図ってまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、営業収益は主力のカード事業、ショッピングクレジット事業および決済事業が堅調に推移し、656億31百万円（前連結会計年度比4.1%増）となりました。営業費用は、過払利息に係る返還請求に備えた利息返還損失引当金を40億53百万円積み増したことなどにより、603億84百万円（同5.0%増）となりました。この結果、営業利益は52億46百万円（同5.3%減）、経常利益は50億95百万円（同7.0%減）、当期純利益は40億84百万円（同26.9%減）となりました。

なお、期末配当につきましては、内部留保による財務基盤の強化に努めることから、誠に遺憾ながら、すべての種類の株式について無配とさせていただきますたく、株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 事業別の概況

【ショッピングクレジット事業】

ショッピングクレジット事業におきましては、お客さまがWEB経由でショッピングクレジットをお申し込みいただける「アプラスeオーダー」の利用可能な加盟店網の拡大や、ショッピングクレジットの利用金額に応じて「Tポイント」が貯まる「Tポイント付きショッピングクレジット」の推進など、お客さまへ直接働きかける取り組みを強化してまいりました。

【カード事業】

カード事業におきましては、北海道旭川市にある大型複合施設「フィール旭川」との提携による「フィールカード」の発行開始や、日立コンシューマ・マーケティング株式会社との提携による「日立チェーンストールTカード」の発行開始、また、鈴与商事株式会社や株式会社コバックなどの既存のお取引先との提携カードに株式会社アプラスが「Tポイント」機能を提供するサービスを開始するなど、提携先拡大やサービス拡充による事業基盤の強化に努めるとともに、事前登録型リボサービス「リボかえろ」の促進などによりリボ残高の積み上げを図り、トップラインを伸ばしてまいりました。

【ローン事業】

ローン事業におきましては、お客さまが住宅を購入される際に必要な諸費用等を対象としたローン商品（「マイホームプラン」）などを推進してまいりました。また、ローンカードにつきましては、ショッピングクレジットなどをご利用のお客さまへのクロスセルにより、取扱高は増

加に転じてまいりましたが、ローンカード残高は依然として減少が続き、本格的な回復には至りませんでした。

【決済事業】

決済事業におきましては、賃貸管理会社などの家賃回収をサポートする「家賃サービス」や、インターネットショッピングなどで利用されるコンビニ決済が順調に伸び、決済事業は安定的な成長を続けてまいりました。また、金融機関のキャッシュカードのみで振替口座の登録が完結する「Pay-easy 口座振替受付サービス」の推進を図るなど、お客さまの利便性向上と業務の効率化に取り組んでまいりました。

【その他子会社】

岡山県に本社を置く地方大手信販会社である全日信販株式会社におきましては、「Tポイントクレジット」による他社との差別化や、ショッピングクレジットをWEB経由でお申し込みいただけるサービスの開始、事前登録型リボサービスの推進など、ショッピングクレジット・カードの各分野における取り組みを強化してまいりました。

また、サービス子会社のアルファ債権回収株式会社におきましては、地域金融機関からの個人ローンの初期延滞債権の管理・回収業務の受託を戦略の柱に据え、提携先の拡大に努めてまいりました。

【セグメント別取扱高】

セグメント	取扱高(百万円)	前連結会計年度比(%)
ショッピングクレジット事業	282,863	102.8
カード事業	621,681	100.0
ローン事業	28,383	109.8
決済事業	1,281,039	103.8
その他子会社	93,256	95.1
合計	2,307,225	102.3

(注) 「ショッピングクレジット事業」は個別信用購入あつせん業務及び信用保証業務、「カード事業」は包括信用購入あつせん業務及びクレジットカードを手段とした融資業務、「ローン事業」は融資業務、「決済事業」は集金代行業務、「その他子会社」は全日信販株式会社をはじめとする他の子会社業務であります。

(3) 資金調達などについての状況

① 資金調達

当社は、平成26年9月29日に第2回無担保社債を発行し、100億円の資金調達を行いました。

② 設備投資

該当する重要な事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当する重要な事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

該当する重要な事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当社子会社である株式会社アプラスは、平成27年3月1日をもって、新生カード株式会社を吸収合併いたしました。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当する重要な事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	平成24年3月期 第57期	平成25年3月期 第58期	平成26年3月期 第59期	平成27年3月期 第60期 (当連結会計年度)
取 扱 高(百万円)	2,247,094	2,232,406	2,255,124	2,307,225
営 業 収 益(百万円)	63,805	63,290	63,076	65,631
経 常 利 益(百万円)	8,451	9,086	5,481	5,095
当 期 純 利 益(百万円)	5,307	8,566	5,588	4,084
1株当たり当期純利益(円)	2.33	5.62	3.67	2.68
純 資 産(百万円)	85,739	92,509	96,310	102,702
総 資 産(百万円)	1,096,978	1,062,916	919,420	896,862

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	平成24年3月期 第57期	平成25年3月期 第58期	平成26年3月期 第59期	平成27年3月期 第60期 (当事業年度)
取 扱 高(百万円)	—	—	—	—
営 業 収 益(百万円)	5,261	5,478	7,743	5,781
経 常 利 益(百万円)	4,473	4,617	7,166	5,268
当 期 純 利 益(百万円)	4,595	4,603	7,169	6,240
1株当たり当期純利益(円)	1.86	3.02	4.70	4.09
純 資 産(百万円)	74,531	77,379	84,548	90,789
総 資 産(百万円)	153,460	158,418	167,632	141,678

(注) 第60期(当連結会計年度)につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念の実現を確かなものとするため、「業界で最も『質の高い』サービスを提供する信販会社」という中期経営計画ビジョンを掲げ、「Unique（業界随一）、Growing（成長）、Speed & Action（加速&行動）」をキーワードとして、中期経営計画（2013年度～2015年度）を達成することを重点課題として取り組んでおります。

当社グループの経営理念につきましては、以下のとおりであります。

アプラスグループ経営理念

お客様、投資家の皆様、従業員などの全てのステークホルダーの多様な期待に応え、社会に貢献します。

お客様と提携先、メーカーとの結節点として、付加価値の高い金融サービスを提供することにより、お客様の豊かさづくりと、夢のある社会生活の創造に貢献します。

自己変革とスピーディーな行動で、新たな変化に挑戦し続け、持続的な成長を続けます。

当社グループの中期経営計画につきましては、以下のとおりであります。

中期経営計画の目指す姿

「業界で最も『質の高い』サービスを提供する信販会社」

行動指針

「規模に依存しない高収益企業となるための様々な取組の継続」

「現場重視、開発型の企業風土尊重により、独自のアイデアを、常に他社に先駆けて展開」

中期経営計画の基本骨子

- ① 「質を伴った量の拡大を目指す営業体制の発展的拡張」
 - －ショッピングクレジット～最終消費者に対する高品質なサービスの提供
 - －カード事業～ポイント制度の有効活用による事業基盤の拡大
 - －住関連ビジネスの発展的拡張
 - －ポートフォリオの質の継続的な改善
- ② 「コスト・品質の両方で他を凌駕するサービスを提供」
 - －高度なシステムインフラの活用による、顧客サービスの質と効率性の向上
 - －オペレーションをスキーム・スキル別に集約し、効率性と安定性を強化
 - －人材の育成を通じた、組織力の増強

(6) 企業集団の主要な事業セグメント<平成27年3月31日現在>

- ① ショッピングクレジット事業 百貨店・量販店・小売店等における都
度契約によるあっせん取引
- ② カード事業 クレジットカードによるあっせん取
引・カードキャッシング
- ③ ローン事業 個人ローン
- ④ 決済事業 オートネットサービス（集金代行業務）

(7) 企業集団の主要拠点等<平成27年3月31日現在>

① 当社の主要な営業所

本店	大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
東京本部	東京都新宿区新小川町4番1号

(注) 当社は、平成26年6月1日に本店を大阪市中央区から移転いたしました。

② 重要な子会社

株式会社アプラス	大阪市浪速区
株式会社アプラスパーソナルローン	大阪府吹田市
全日信販株式会社	岡山市北区
アルファ債権回収株式会社	東京都新宿区

(注) 株式会社アプラスは、平成26年6月1日に本店を大阪市中央区から移転いたしました。

(8) 企業集団の使用人の状況<平成27年3月31日現在>

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,383 (757) 名	55名増 (50名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時雇人は()内に平均雇用人員数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5名	1名減	39.4歳	13.1年

(注) 嘱託及び臨時雇人はおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況<平成27年3月31日現在>

① 親会社の状況

会 社 名	議決権比率〔所有割合及び被所有割合〕	
新生フィナンシャル株式会社	所有	0.20 % (0.20)
	被所有	91.51
株式会社新生銀行	被所有	95.07 (91.51)

- (注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有割合または間接被所有割合で内数であります。
2. 株式会社新生銀行は、新生フィナンシャル株式会社の発行済普通株式数の99.8%を保有する親会社であります。
3. 株式会社新生銀行の上記議決権比率のうち直接保有割合(3.55%)は、平成26年3月期に係る配当がなかったため、第一回B種優先株式、D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式に対して、定款規定により議決権が発生したものであります。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社アプラス	15,000 百万円	100.00 %	信販業
株式会社アプラスパーソナルローン	1,000	100.00	消費者金融業
全日信販株式会社	1,000	100.00	信販業
アルファ債権回収株式会社	500	100.00	債権管理回収業

- (注) 当連結会計年度末における連結対象子会社は株式会社アプラス等を含め8社であります。

(10) 企業集団の主な借入先の状況<平成27年3月31日現在>

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社新生銀行	97,133 百万円
株式会社三井住友銀行	5,000
三井住友信託銀行株式会社	5,000

2. 会社の株式に関する事項<平成27年3月31日現在>

(1) 発行可能株式総数		3,970,250,000株
(2) 発行可能種類株式総数	普通株式	3,914,000,000株
	B種優先株式	2,500,000株
	D種優先株式	8,500,000株
	G種優先株式	13,000,000株
	H種優先株式	32,250,000株
(3) 発行済株式の総数	普通株式	1,524,206,908株
	(自己株式 4,244株を除く。)	
	B種優先株式	2,500,000株
	D種優先株式	8,500,000株
	G種優先株式	13,000,000株
	H種優先株式	32,250,000株
(4) 株主数	普通株式	10,891名
	B種優先株式	1名
	D種優先株式	1名
	G種優先株式	1名
	H種優先株式	1名
(5) 単元株式数		100株

(6) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
新生フィナンシャル株式会社	普通株式 1,446,267 千株	91.50 %
株 式 会 社 新 生 銀 行	B種優先株式 2,500 D種優先株式 8,500 G種優先株式 13,000 H種優先株式 32,250 合計 56,250	3.55
株 式 会 社 エ ク シ ブ	普通株式 2,287	0.14
株 式 会 社 エ ク シ ブ ネ ッ ト	普通株式 1,897	0.12
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口4）	普通株式 1,633	0.10
神 林 忠 弘	普通株式 1,452	0.09
T I S 株 式 会 社	普通株式 1,449	0.09
株 式 会 社 S B I 証 券	普通株式 1,393	0.08
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	普通株式 1,218	0.07
株 式 会 社 A e x	普通株式 1,206	0.07

(注) 持株比率は自己株式（普通株式4,244株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
野口郷司	代表取締役社長	最高経営責任者 (CEO) (監査部 管掌) グループ経営	株式会社アプラス代表取締役社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役社長 全日信販株式会社取締役会長 アルファ債権回収株式会社取締役会長 株式会社アプラスインベストメント代表取締役社長
渡邊昌治	代表取締役副社長	(人事部・コンプライアンス 統括部・総務部 管掌) グループ人事 グループ管理	株式会社アプラス代表取締役副社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役副社長
奥田正一	取締役	グループ事業	株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 アルファ債権回収株式会社取締役 メイプル保険サービス株式会社代表取締役社長
サンジープ グプタ	取締役		株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行専務執行役員個人部門長 新生フィナンシャル株式会社取締役会長
山下雅史	取締役		株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行常務執行役員 個人部門副部門長兼 コンシューマーファイナンス本部長 新生フィナンシャル株式会社取締役 シンキ株式会社取締役 新生プロバティファイナンス株式会社取締役
内川治哉	取締役		弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー弁護士
長谷川 聡一郎	常勤監査役		株式会社アプラス監査役
竹内 晃	常勤監査役		株式会社アプラス監査役 株式会社アプラスパーソナルローン監査役 株式会社アプラスインベストメント監査役
宇都宮 加城	監査役		株式会社アプラス監査役 株式会社新生銀行法務・コンプライアンス統轄部業務推進役

- (注) 1. 取締役サンジープ グプタ氏、山下雅史氏及び内川治哉氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役長谷川聡一郎氏、竹内晃氏及び監査役宇都宮加城氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、社外取締役である内川治哉氏を指定して同取引所へ届け出ております。
4. 上記「グループ」とは、株式会社アプラスフィナンシャル、株式会社アプラス及び株式会社アプラスパーソナルローンを指します。
5. 当事業年度中に辞任した会社役員

氏名	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況	辞任年月日
加藤 文人	監査役 弁護士法人三宅法律事務所パートナー弁護士	平成26年6月27日

6. 当事業年度の末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

サンジープ グプタ氏は、平成27年4月17日付で株式会社新生銀行専務執行役員個人部門長から株式会社新生銀行専務執行役員特命担当に就任いたしました。

山下雅史氏は、平成27年4月17日付で株式会社新生銀行常務執行役員個人部門副部門長兼コンシューマーファイナンス本部長から株式会社新生銀行常務執行役員個人部門長兼コンシューマーファイナンス本部長に就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報 酬 等 の 総 額 (基 本 報 酬)
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	10百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	34百万円 (34百万円)
合 計 (うち社外役員合計)	7名 (4名)	44百万円 (37百万円)

- (注) 1. 当事業年度の年度末時点での在任は、取締役6名及び監査役3名であります。これらのうち、報酬等支給人数は、取締役4名及び監査役2名であります。上記区分の監査役3名には、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名分を含んでおります。
2. 常勤の社内取締役3名は、当社子会社である株式会社アプラス及びその他会社の取締役または執行役員を兼務しており、上記以外に株式会社アプラスより、執行役員としての固定報酬及び賞与57百万円が支給されております。株式会社アプラス以外の子会社からの報酬等の支給、及びストックオプションはありません。
3. 当社は、平成25年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止しており、報酬等の総額には、役員退職慰労引当金繰入額は含まれておりません。平成27年3月31日現在の役員退職慰労引当金の残高は48百万円であり、過年度の事業報告において、役員退職慰労引当金繰入額として開示しております。
4. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額150百万円であります。(平成18年6月29日開催の第51回定時株主総会決議)
5. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。(平成18年6月29日開催の第51回定時株主総会決議)

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

氏名	地位	兼職する法人等	兼職の内容
サンジープ グプタ	取締役	株式会社アプラス 株式会社アプラスパーソナルローン 株式会社新生銀行 新生フィナンシャル株式会社	取締役 取締役 専務執行役員個人部門長 取締役会長
山下 雅史	取締役	株式会社アプラス 株式会社アプラスパーソナルローン 株式会社新生銀行 新生フィナンシャル株式会社 シンキ株式会社 新生プロパティファイナンス株式会社	取締役 取締役 常務執行役員個人部門副部門長兼 コンシューマーファイナンス本部長 取締役 取締役 取締役
内川 治哉	取締役	弁護士法人御堂筋法律事務所	パートナー弁護士
長谷川 聡一郎	常勤監査役	株式会社アプラス	監査役
竹内 晃	常勤監査役	株式会社アプラス 株式会社アプラスパーソナルローン 株式会社アプラスインベストメント	監査役 監査役 監査役
宇都宮 加城	監査役	株式会社アプラス 株式会社新生銀行	監査役 法務・コンプライアンス統轄部業務推進役

- (注) 1. 株式会社アプラス及び株式会社アプラスパーソナルローンは当社の子会社であり、株式会社アプラスインベストメントは株式会社アプラスの子会社であります。
2. 新生フィナンシャル株式会社は当社の親会社であり、シンキ株式会社はその子会社であります。
3. 株式会社新生銀行は新生フィナンシャル株式会社の親会社であり、新生プロパティファイナンス株式会社はその子会社であります。
4. 当事業年度の末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

サンジープ グプタ氏は、平成27年4月17日付で株式会社新生銀行専務執行役員個人部門長から株式会社新生銀行専務執行役員特命担当に就任いたしました。

山下雅史氏は、平成27年4月17日付で株式会社新生銀行常務執行役員個人部門副部門長兼コンシューマーファイナンス本部長から株式会社新生銀行常務執行役員個人部門長兼コンシューマーファイナンス本部長に就任いたしました。

② 社外役員の主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

氏名	地位	主な活動状況
サンジープ グプタ	取締役	平成26年4月1日から平成27年3月31日までに開催された当社取締役会16回のうち10回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
山下 雅史	取締役	平成26年4月1日から平成27年3月31日までに開催された当社取締役会16回のうち14回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
内川 治哉	取締役	平成26年6月27日就任以降、平成27年3月31日までに開催された当社取締役会10回のうち10回に出席し、弁護士観点から、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
長谷川 聡一郎	常勤監査役	平成26年4月1日から平成27年3月31日までに開催された当社取締役会16回のうち16回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会15回のうち15回に出席し、常勤監査役として金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
竹内 晃	常勤監査役	平成26年4月1日から平成27年3月31日までに開催された当社取締役会16回のうち16回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会15回のうち15回に出席し、常勤監査役として金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
宇都宮 加城	監査役	平成26年4月1日から平成27年3月31日までに開催された当社取締役会16回のうち9回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会15回のうち9回に出席し、コンプライアンス及び内部統制の観点から適切な発言・提言を行っております。

(注) 独立役員の確保状況について、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、当社は、外観的に一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、社外取締役である内川治哉氏を指定して同取引所へ届け出ております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役内川治哉氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

内川治哉氏が当社の社外取締役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額をもって損害賠償責任の限度とする。

④ 社外役員の報酬等の総額及び当社の親会社又は当社の親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の総額	当社の親会社又は当社の親会社の子会社からの役員報酬等
社外取締役	1名	3百万円	一百万円
社外監査役	3名	34百万円	一百万円
社外役員計	4名	37百万円	一百万円

(注) 当事業年度の年度末時点の在任は、社外取締役3名及び社外監査役3名であります。これらのうち、無報酬の社外取締役2名及び社外監査役1名が在任しております。上記の社外監査役及び社外役員計の支給人数及び報酬等の総額には、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名分を含んでおります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	119百万円

(注) 1. 当社の子会社のうち会計監査人設置会社につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である債権流動化及び金銭の信託に係るコンフォート業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、ならびにその他業務の適正を確保するために必要な体制の整備を行うにあたっての基本方針として「内部統制規程」を制定いたしました。

平成20年10月31日開催の取締役会においてコンプライアンスの推進、財務報告の信頼性を確保するための体制、反社会的勢力排除に向けた体制等を加え同規程を一部改正し、さらに事業持株会社体制への移行に伴い、平成22年3月30日開催の取締役会において事業持株会社体制への移行に即した一部改正を行っております。

以上の内部統制の体制整備に加え、当社グループでは大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制確保のため、平成24年4月に、株式会社アプラスにおいて「業務継続体制管理規程」を制定いたしました。

「内部統制規程」、「大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制」及び「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況」は次のとおりであります。

■ 「内部統制規程」 (抜粋)

第1条 (目的)

本規程は、取締役会および監査役が、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項、並びに金融商品取引法に基づき、適切な内部統制システムを整備すること、もって、本システムを利用して、取締役の職務の執行が効率的に行われ、かつ監査役の監査が実効的に行われること、また、取締役および従業員（執行役員を含む。以下同じ。）が法令及び定款を遵守してその職務を執行し、会社の業務の適正が確保されることを目的とする。

第2条 (取締役および従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制)

取締役および従業員は、その職務の執行にあたっては、別に定める「倫理綱領」並びに「行動規範」を遵守するものとする。

2. 当社は、コンプライアンスの遵守のために、「コンプライアンス規程」を定め、法務およびコンプライアンス専任部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、全社的なコンプライアンスの推進を行なうとともに、「コンプライアンス委員会」において、その推進状況ならびに遵守状況を監視するものとする。

3. 「コンプライアンス委員会」の運営に関しては、別に定める規程によるものとする。
4. 当社は、各部署において「コンプライアンス管理者」を任命し、コンプライアンスの徹底を図るものとする。

第3条 (取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理)

取締役は、職務執行に係る情報を、その情報の保存媒体に並び、漏洩等のないよう十分な注意をもって、保存及び管理するものとする。

2. 取締役会または監査役が要求した場合は、取締役は、前項の情報を提示しなければならない。
3. その他、取締役および従業員の職務執行に係る情報の管理については、別途定める「個人情報保護規程」および「情報セキュリティ規程」によるものとする。

第4条 (損失の危険の管理に関する規程および体制)

信用リスクについては、「クレジットポリシー」、その他別に定める規程に基づき、主管する部署が予見されるリスクを分析・評価し、適切な対応を行うものとする。

2. 市場リスク、オペレーショナルリスク、リーガルリスク、災害等、その他のリスク管理体制は、それぞれの対応部署にて別に定める各諸規程類によるものとする。
3. 監査部は各部署毎のリスク管理の運用状況を監査し、その結果をリスク管理体制へ反映させるものとする。

第5条 (取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、取締役の職務の分担、業務分掌、権限委譲並びに経営資源の配分等の検証を通じて、業務の効率性を確保する。これらの体制に関する事項は、別に定める「取締役会規則」のほか「職制規程」、「業務分掌ならびに決裁権限規程」によるものとする。

第6条 (財務報告の信頼性を確保するための体制)

当社は、財務報告の信頼性確保および、金融商品取引法に定める内部統制報告書を有効かつ適正に作成し提出するため、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。

- 第7条 (企業集団における業務の適正を確保するための体制)
当社は、当社グループならびに新生銀行グループ全体のリスク管理体制やコンプライアンス体制と整合性を持った業務運営を確保すべく、別に定める主管部署が各グループ各社の経営全般の管理または指導を行う。
2. 当社は当社グループ各社の経営指導・管理に関して、別に定める「子会社・関連会社管理規程」に基づき行うものとする。
- 第8条 (監査役の職務を補助すべき使用人)
監査役は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するために、その職務を補助するための使用人（以下「補助使用人という」）を置くことができる。
- 第9条 (補助使用人の独立性)
補助使用人の人事異動・人事考課・賞罰等に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。
- 第10条 (監査役への報告に関する体制)
監査役は、監査役会の付属機関である業務監査委員会において、取締役および従業員より職務の執行状況について報告を受ける。
2. 上記に関わらず、取締役および従業員は当社の業務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。
3. 取締役および従業員は監査役の職務の執行に対して協力し、それを妨げるような行為をしてはならない。
- 第11条 (監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制)
監査役は、その職務の執行のために、必要に応じ会社の費用において社外の弁護士等の専門家を利用することができる。
2. 監査役会は、「業務監査委員会規程」に定める事項を遵守し、監査役は経営執行に関する情報の連携を行う。
3. 監査役会は、代表取締役と定期的に意見交換会を開催する。
- 第12条 (統制環境・活動)
取締役会は、内部統制システムの整備・運用にあたり適切な機関及び組織を構築し、これらの権限及び職責を明確にすることにより内部統制環境を整備する。
2. 取締役会は、内部統制システムの実効性を図るために「業務分掌ならびに決裁権限規程」等により、取締役会の指示・命令が適切に実行される業務手続を整備する。

第13条 (反社会的勢力排除に向けた体制)

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。

2. 反社会的勢力による被害を防止するための体制について、「倫理綱領」その他別に定める規程等をもって整備するものとする。

第14条 (遵守)

取締役および従業員は、本規程及び本規程に従い制定される各諸規程類を遵守する。

2. 第1項の違反のある場合、またはおそれがあると合理的に思料される場合、各人は、その職業上義務がない場合でも、監査役会または社内および社外に設置した通報窓口に対して、その旨を通知することができる。この通知をした者は、通知をしたことによって、就業条件その他に関して一切の不利益を受けないものとする。

■大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制

当社グループでは、大規模な災害、事故その他の当社グループ事業活動に対する中断事由が生じた場合に、重要業務を継続し、以て顧客および社会に対する責務を最大限円滑に遂行する体制確保のため、主たる重要業務を遂行する株式会社アプラスにおいて「業務継続体制管理規程」を制定しております。

同規程に基づき、災害時等における業務継続の体制、手順、権限、責任およびそれらの発動基準等の明確化のため、想定される発生事象ごとの「業務継続計画 (Business Continuity Plan : BCP)」の策定を推進し、また、これを実行するための課題・条件の識別と役職員の理解の常時確保のため、教育および定期的な訓練を行うものとしております。

業務継続計画の整備状況や訓練等から識別した課題等については、株式会社アプラス経営会議に報告する体制としております。

■反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社グループでは、「倫理綱領」において「反社会的勢力による被害防止」について定め、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するための基本方針として、次のとおり宣言しております。

- ① 私たちは、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
- ② 私たちは、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- ③ 私たちは、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- ④ 私たちは、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
- ⑤ 私たちは、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

反社会的勢力への対応については、「倫理綱領」における「反社会的勢力による被害防止」宣言に基づき、「反社会的勢力による被害防止に関する規程」を定めることにより、具体的な事案が発生した場合の対応・報告の基準を示しております。経営への報告体制は、「オペレーショナル・リスク事件事故報告ガイドライン」において反社会的勢力との取引が発覚した場合の経営責任者への即時報告、月次での反社会的勢力排除のための取組みに係る経営責任者への報告について、取締役会及びコンプライアンス委員会にて報告することを規定しております。個別取引与信、取引先取引与信等は、反社会的勢力への対応強化及び排除のため、外部機関との提携を進め、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することとしております。反社会的勢力との取引・関与、不当要求行為を受けた場合の具体的な手順および心得等は、「反社会的勢力への対応マニュアル」等各種マニュアルを整備し、排除のための取組み実施にあたり、適正な業務運営を確保するとともに、反社会的勢力排除に向けた対応の周知徹底を図っております。個別事案に関しては、必要に応じ、警察・顧問弁護士とも連携し、毅然とした対応をとっております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務状況及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数及び議決権等の比率は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	872,531	流 動 負 債	733,276
現金及び預金	71,912	支払手形及び買掛金	16,708
割賦売掛金	418,558	信用保証買掛金	255,805
信用保証割賦売掛金	255,805	短期借入金	116,300
繰延税金資産	5,190	1年以内返済予定の長期借入金	18,846
金銭の信託	117,555	短期社債	77,000
その他	34,062	未払法人税等	496
貸倒引当金	△30,553	賞与引当金	1,241
固 定 資 産	24,298	ポイント引当金	419
有形固定資産	5,945	預り金	78,693
建物及び構築物	1,564	債権流動化預り金	130,439
土地	3,191	割賦利益繰延	32,557
その他	1,189	その他	4,769
無形固定資産	10,435	固 定 負 債	60,882
のれん	858	社債	10,000
ソフトウェア	9,576	長期借入金	28,754
その他	0	繰延税金負債	100
投資その他の資産	7,918	退職給付に係る負債	1,116
投資有価証券	530	利息返還損失引当金	10,848
退職給付に係る資産	3,625	その他	10,063
その他	3,761	負 債 合 計	794,159
繰 延 資 産	32	純 資 産 の 部	
社債発行費	32	株 主 資 本	103,390
資 産 合 計	896,862	資本金	15,000
		資本剰余金	54,916
		利益剰余金	33,474
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	△688
		その他有価証券評価差額金	81
		退職給付に係る調整累計額	△770
		純 資 産 合 計	102,702
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	896,862

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

科 目	金	額
	百万円	百万円
営 業 収 益		
包括信用購入あっせん収益	16,564	
個別信用購入あっせん収益	11,358	
信用保証収益	15,806	
融資収益	9,944	
金融収益	1,826	
(受取利息)	(5)	
(その他)	(1,820)	
その他の営業収益	10,131	65,631
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	58,074	
金融費用	2,309	
(支払利息)	(1,627)	
(その他)	(682)	60,384
営 業 利 益		5,246
営 業 外 収 益		
負ののれん償却額	21	
固定資産売却益	18	
雑収入	50	90
営 業 外 費 用		
減損損失	192	
固定資産除却損	39	
雑損	8	241
経 常 利 益		5,095
税金等調整前当期純利益		5,095
法人税、住民税及び事業税	611	
法人税等調整額	399	1,011
少数株主損益調整前当期純利益		4,084
当 期 純 利 益		4,084

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	15,000	54,916	28,124	△0	98,040
会計方針の変更による累積的影響額			1,266		1,266
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,000	54,916	29,390	△0	99,306
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益			4,084		4,084
自己株式の取得				△30	△30
自己株式の処分				30	30
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	4,084	△0	4,084
当 期 末 残 高	15,000	54,916	33,474	△0	103,390

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	17	△1,747	△1,729	96,310
会計方針の変更による累積的影響額				1,266
会計方針の変更を反映した当期首残高	17	△1,747	△1,729	97,576
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				4,084
自己株式の取得				△30
自己株式の処分				30
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	63	977	1,041	1,041
当期変動額合計	63	977	1,041	5,125
当 期 末 残 高	81	△770	△688	102,702

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

株式会社 アプラスフィナンシャル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 秋山卓司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 濱原啓之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 白田英生 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アプラスフィナンシャルの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスフィナンシャル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	75,567	流 動 負 債	40,848
現金及び預金	6,519	信用保証買掛金	34,452
営業貸付金	1,010	未払金	6,138
信用保証割賦売掛金	34,452	未払法人税等	101
関係会社短期貸付金	27,790	預り金	154
未収入金	5,774	その他	1
その他	475	固 定 負 債	10,040
貸倒引当金	△455	社債	10,000
固 定 資 産	66,078	その他	40
投資その他の資産	66,078	負 債 合 計	50,888
関係会社株式	66,075	純 資 産 の 部	
その他	2	株 主 資 本	90,789
繰 延 資 産	32	資本金	15,000
社債発行費	32	資本剰余金	54,935
資 産 合 計	141,678	資本準備金	3,750
		その他資本剰余金	51,185
		利益剰余金	20,854
		その他利益剰余金	20,854
		繰越利益剰余金	20,854
		自己株式	△0
		純 資 産 合 計	90,789
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	141,678

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成26年 4月 1日
至 平成27年 3月 31日)

科 目	金 額
	百万円
営 業 収 益	百万円
信 用 保 証 収 益	492
融 資 収 益	44
金 融 収 益	4,907
(受 取 配 当 金)	(4,907)
(そ の 他)	(0)
そ の 他 の 営 業 収 益	336
5,781	
営 業 費 用	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	481
金 融 費 用	30
(支 払 利 息)	(22)
(そ の 他)	(7)
512	
営 業 利 益	5,268
営 業 外 収 益	
雑 収 入	0
0	
経 常 利 益	5,268
税 引 前 当 期 純 利 益	5,268
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△971
当 期 純 利 益	6,240

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成26年 4月 1日
至 平成27年 3月 31日)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	15,000	3,750	51,185	54,935	14,613	△0	84,548
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益					6,240		6,240
自 己 株 式 の 取 得						△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	6,240	△0	6,240
当 期 末 残 高	15,000	3,750	51,185	54,935	20,854	△0	90,789

	純資産合計
	百万円
当 期 首 残 高	84,548
当 期 変 動 額	
当 期 純 利 益	6,240
自 己 株 式 の 取 得	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—
当 期 変 動 額 合 計	6,240
当 期 末 残 高	90,789

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

株式会社 アプラスフィナンシャル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 秋山卓司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 濱原啓之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 白田英生 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アプラスフィナンシャルの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

株式会社アプラスフィナンシャル 監査役会

常勤監査役 長谷川 聡一郎 (印)

常勤監査役 竹内 晃 (印)

監査役 宇都宮 加城 (印)

(注) 常勤監査役長谷川聡一郎、常勤監査役竹内晃、監査役宇都宮加城は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

グループ事業において担保物件の処分等債権回収の円滑化のために、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 2 条 (目的) 当社は、下の事業を営むことを目的とする。 1. ～16. (省略) (新設) 17. 前各号に附帯する一切の業務。	第 2 条 (目的) 当社は、下の事業を営むことを目的とする。 1. ～16. (現行のとおり) <u>17. 古物売買業。</u> <u>18. 前各号に附帯する一切の業務。</u>

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員6名は、任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	野口 郷 司 (昭和27年7月14日生)	昭和52年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成15年7月 同行ビジネスソリューション第二部長 平成16年10月 当社執行役員 平成17年2月 当社取締役常務執行役員 平成17年3月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者（CFO）財務部門担当 平成19年1月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者（CFO）財務部門担当 財務部長 平成22年4月 当社取締役財務部長グループ財務担当 平成23年4月 当社代表取締役社長最高経営責任者（CEO）グループ経営・グループ事業・グループ財務・グループ人事・グループ信用リスク管理担当 平成23年5月 当社代表取締役社長最高経営責任者（CEO）グループ経営担当（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社アプラス代表取締役社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役社長 全日信販株式会社取締役会長 アルファ債権回収株式会社取締役会長 株式会社アプラスインベストメント代表取締役社長	普通株式 61,700株
2	渡邊 昌 治 (昭和33年3月17日生)	昭和55年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成14年5月 同行I B業務管理部部長 平成16年4月 同行I B業務管理部部長 平成17年5月 昭和リース株式会社執行役員人事部長 平成21年6月 同社取締役兼常務執行役員人事総務部長兼人事グループマネージャー 平成22年9月 株式会社新生銀行執行役員人事担当 平成22年12月 同行執行役員人事部長 平成23年4月 当社副社長執行役員 平成23年5月 当社副社長執行役員グループ人事・グループ管理担当 平成23年6月 当社代表取締役副社長グループ人事・グループ管理担当（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社アプラス代表取締役副社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役副社長	普通株式 15,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	おく だ しょう いち 奥田 正一 (昭和34年10月2日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年3月 当社企業戦略部長 平成18年6月 当社関西営業部長 平成19年1月 当社商品部長 平成19年6月 当社執行役員商品部長 平成20年5月 当社執行役員マーケティング部門副部長兼ハウジングファイナンス部長 平成21年9月 当社執行役員マーケティング本部長兼個人ファイナンス部長 平成22年4月 株式会社アプラス執行役員マーケティング本部長兼個人ファイナンス部長 平成22年7月 同社執行役員最高事業責任者(CBO)事業部門担当個人ファイナンス部長 平成23年2月 同社執行役員最高事業責任者(CBO)事業部門企画担当 平成23年5月 同社執行役員事業部門長事業部門企画担当 平成23年6月 当社取締役グループ事業担当(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 アルファ債権回収株式会社取締役 メイプル保険サービス株式会社代表取締役社長	普通株式 47,900株
4	やま した まさ し 山下 雅史 (昭和33年10月5日生)	昭和58年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行) 入行 平成15年10月 同行営業第六部部长 平成17年5月 同行金融法人第二部部长 平成20年6月 同行法人営業本部部长 平成21年9月 同行総合企画部長 平成22年9月 同行執行役員総合企画部長 平成23年4月 同行執行役員チーフオブスタッフコーポレートスタッフ部門長兼金融円滑化推進管理室長 平成23年6月 同行常務執行役員チーフオブスタッフコーポレートスタッフ部門長兼金融円滑化推進管理室長 平成25年4月 同行常務執行役員個人部門副部門長コンシューマーファイナンス本部長 平成25年6月 当社取締役(現任) 平成27年4月 株式会社新生銀行常務執行役員個人部門長兼コンシューマーファイナンス本部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行常務執行役員個人部門長兼コンシューマーファイナンス本部長 新生フィナンシャル株式会社取締役 シンキ株式会社取締役 新生プロパティファイナンス株式会社取締役	普通株式 0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
※5	しみず てつろう 清水 哲朗 (昭和42年10月11日生)	平成2年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成18年2月 楽天株式会社入社 平成22年1月 楽天Edy株式会社取締役事業統括部担当 平成23年9月 同社取締役常務執行役員 平成24年3月 株式会社新生銀行入行 リテール業務部部长 平成24年4月 同行顧客開発部長 平成25年4月 同行リテールバンキング本部長 兼顧客開発部長 平成27年5月 同行執行役員リテールバンキング本部長（現任）	普通株式 0株
6	うちかわ はるや 内川 治哉 (昭和45年10月31日生)	平成10年4月 弁護士登録 大阪弁護士会入会 御堂筋法律事務所入所 平成14年12月 東京弁護士会へ登録換え 平成15年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所東京事務所所属 平成17年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー（現任） 平成26年6月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー	普通株式 0株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各取締役候補者の過去5年間及び現在における、当社の親会社である新生フィナンシャル株式会社、その親会社である株式会社新生銀行、同行の子会社であるシンキ株式会社及び新生プロパティファイナンス株式会社での業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」に記載のとおりであります。
4. 取締役候補者内川治哉氏は社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由について
内川治哉氏につきましては、弁護士としての法曹界における経験・知見を活かした助言・提言を当社の経営に反映し、当社とは独立した立場から監督していただくため選任をお願いするものであります。
内川治哉氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
6. 内川治哉氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 当社は、内川治哉氏との間で会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当契約を継続する予定であります。
8. 当社は、内川治哉氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が就任した場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
9. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員3名は、任期満了となります。
 つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。
 なお、本件につきましては予め監査役会の同意を得ております。
 監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	はせがわ そういちろう 長谷川 聡一郎 (昭和30年12月10日生)	昭和53年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成11年3月 同行ロンドン支店長 平成14年12月 同行監査役室長 平成16年8月 同行マネージメント事務局部長 平成22年9月 同行執行役員マネージメント事務局部長 平成25年6月 当社常勤監査役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社アプラス監査役	普通株式 3,900株
2	たけうち あきら 竹内 晃 (昭和34年10月2日生)	昭和56年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成16年10月 同行融資部長 平成17年5月 同行ローンマネージメントユニットユニット長 平成17年10月 同行ビジネスソリューションユニットユニット長 平成18年5月 同行プライオリティビジネスユニット2ユニット長 平成19年12月 同行ビジネスプロモーションユニット4ユニット長 平成20年6月 当社常勤監査役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社アプラス監査役 株式会社アプラスパーソナルローン監査役 株式会社アプラスインベストメント監査役	普通株式 9,500株
※3	なかむら じゅんや 中村 純也 (昭和43年7月5日生)	平成4年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成17年12月 同行企業戦略部次長 平成18年11月 同行戦略推進室次長 平成21年3月 同行総合企画部次長 平成25年7月 同行コンシューマーファイナンス本部統轄次長（現任） (重要な兼職の状況) 新生フィナンシャル株式会社監査役	普通株式 0株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
 2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 各監査役候補者の過去5年間及び現在における、当社の親会社である新生フィナンシャル株式会社、その親会社である株式会社新生銀行での業務執行者としての地位は、「略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）」に記載のとおりであります。
 4. 監査役候補者長谷川聡一郎氏、竹内晃氏及び中村純也氏は社外監査役候補者であります。
 5. 社外監査役候補者の選任理由と社外監査役としての独立性について
 長谷川聡一郎氏につきましては、当社の親会社である株式会社新生銀行において監査役室長並びに執行役員マネージメント事務局部長として業務を

執行されてきており専門的な知識・豊富な経験等に基づく助言等を当社の監査体制に活かしていただくため社外監査役として選任をお願いするものがあります。

竹内晃氏につきましては、当社の親会社である株式会社新生銀行においてビジネスプロモーションユニット4ユニット長として業務を執行されてきており専門的な知識・豊富な経験等に基づく助言等を当社の監査体制に活かしていただくため社外監査役として選任をお願いするものがあります。

中村純也氏につきましては、現在、当社の親会社である株式会社新生銀行においてコンシューマーファイナンス本部統轄次長として業務を執行されていることに加え、その子会社の監査役としての経験を有しており専門的な知識・豊富な経験等に基づく助言等を当社の監査体制に活かしていただくため社外監査役として選任をお願いするものです。

上記の各監査役候補者は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

6. 長谷川聡一郎氏及び竹内晃氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって長谷川聡一郎氏が2年、竹内晃氏が7年となります。
7. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

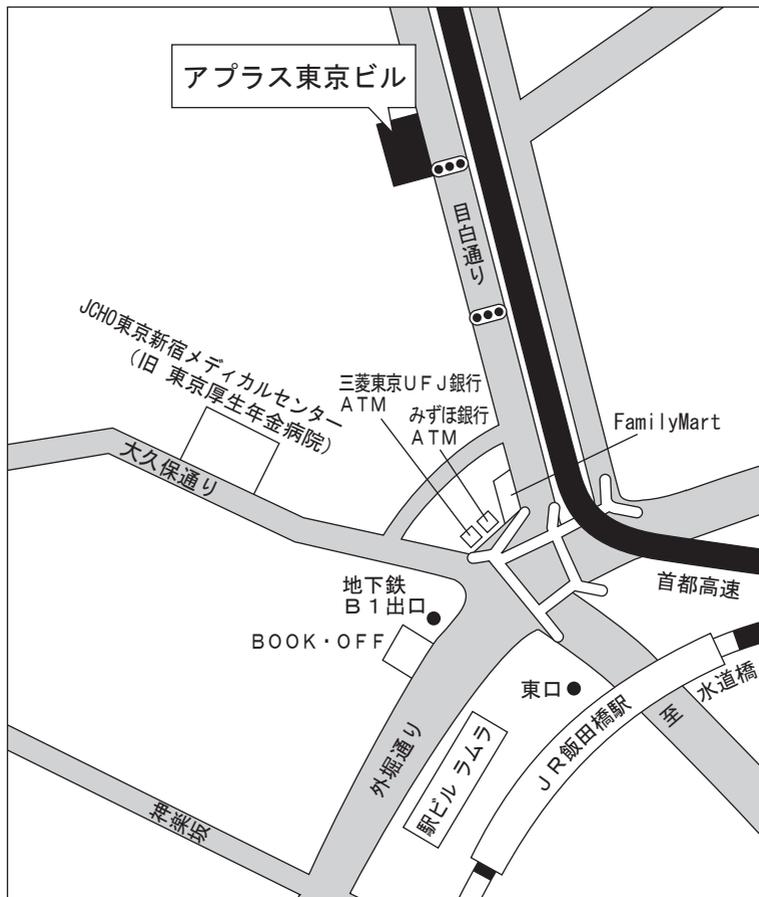
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
みや 宮 坂 篤 三 (昭和31年4月1日生)	昭和54年4月 当社入社 昭和63年3月 当社上野支店長 平成5年6月 当社新潟支店長 平成14年10月 当社人事部部长 平成15年8月 当社ローン事業部長 平成18年4月 当社カスタマー営業部長 平成20年6月 当社総務部長 平成22年4月 株式会社アプラス総務部長 平成24年10月 同社常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) アルファ債権回収株式会社監査役 全日信販株式会社監査役	普通株式 14,411株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区新小川町4番1号
アプラス東京ビル 地下会議室



東京メトロ	東西線・有楽町線・南北線	飯田橋駅	(B1出口より徒歩約5分)
都営地下鉄	大江戸線	飯田橋駅	(B1出口より徒歩約5分)
J R	総武線	飯田橋駅	(東口出口より徒歩約8分)

※会場には駐車場がございませんので、最寄りの交通機関をご利用のうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。